最終更新日：2019年12月20日

株式会社デファクトスタンダード
代表取締役社長 仙頭　健一
問合せ先：03-4405-8177
証券コード：3545
http://www.defactostandard.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、継続的な成長、企業価値の増大を図るため、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。さらに、高い倫理観に基づき、法令及び社会規範に沿った事業活動を担保するためコンプライアンス委員会を設置しております。

なお、当社の属するリユース業界の競争激化のもと、当社の企業価値の更なる向上を目的として、BEENOS㈱を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を2019年11月21日に締結いたしました。これに伴いまして、2020年1月9日付での上場廃止が予定されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、総株主数に対する外国人株主比率等を勘案し、現在のところ、議決権の電子行使制度の導入及び招集通知の英訳を実施らず、冒頭に記載の通り、当社は上場廃止を予定しているため、実施の予定はありません。

【補充原則4－1－3】
当社は2004年に創業しており、現在の経営陣等はまだ若く、後継者への引継等を直近では予定していないため、後継者候補の育成計画等について明確には定めておりません。しかしながら、会社経営の持続性の観点から重要なテーマであることは認識しておりますので、代表取締役等の経営陣の後継となるような人材の育成を今後推進していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
当社は、いわゆる政策保有株式を有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

【原則1－7】
当社は、取締役との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行うに当たっては、必ず取締役会による承認を得ることとし、また、取締役は、自らに利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならないものとしております。
当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。
監視は管理部が行い、そういった動きが察知された場合はすみやかに管理担当取締役に報告し、取締役会上程の要否の検討いたします。

【原則3－1】
（ⅰ）当社は、「私たちは既成概念にとらわれず、新たな価値を見出し、デファクトスタンダードを作り出します。」を企業理念とし、当社コーポレートサイトに掲載しております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しております。
（ⅲ）取締役の報酬については、毎年株主総会後の取締役会において、前年度の取締役としての会社に対する貢献内容等を総合的に判断して決定しております。
（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、それぞれ社内規程に選解任の基準を設け、当該基準に基づき決定しております。
（ⅴ）選任・指名の説明及び取締役候補者（監査等委員含む）の略歴については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、取締役会において、法令上の取締役会専決事項、及び、これに準じて質的・金額的重要性が高く取締役会の決議が適当と認められる事項について、審議・決定を行っております。取締役会は、会社の経営理念を実現するための戦略的な方向付けを行うべく経営戦略や経営計画等を議論し、その方向性に基づき、業務執行に関する意思決定を経営陣に委任しております。

【原則4－8】
当社は独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9】
当社は、会社法上の社外取締役および東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者は、原則として当社において独立性を有する社外取締役（以下「独立社外取締役」という。）とすることができないものとしております。
(1)当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。
(2)当社との間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの（連結）売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。
(3)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者である法人において、直近を含

めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
(4)当社から、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1000万円以上の寄付または助成を受けている団体の現在の理事、役員。
(5)直近を含めた最近の3事業年度において、当社の会計監査人または会計参与であったことがある公認会計士、税理士または監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。
(6)上記5.に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社から、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、または上記5.に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の（連結）売上高の2%以上の支払いを当社から受けている団体の現在の社員等。
(7)当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
(8)上記1～7項に掲げる者の配偶者または二親等内の親族。

【補充原則4－11－1】
当社は取締役規程において、次のとおり取締役候補者選任基準を定めております。
取締役は、会社法に定める要件を備え、かつ次の要件を備えていなければならない。
(1)経営専門家としての高度な判断能力
(2)高い倫理観・誠実性・価値観
(3)強い探究心と精神的独立性
なお若手人材や女性、外国人等の登用については、多様性確保の観点から引き続き検討すべき重要課題であると認識しております。

【補充原則4－11－2】
当社では、役員の他の上場会社の兼務の状況は合理的な範囲内と考えており、各役員の略歴及び兼任状況は有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4－11－3】
2018年9月期における取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果に基づき、2019年8月に社外取締役と監査役がミーティングを開催し、更なる実効性の向上に向け検討を行いました。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役・監査役が会社からの受任者として善管注意義務を負っていることを踏まえ、各々経営の専門家として、あるいは業務執行の監督者としての職責を十分に果たすことができるよう、以下のような研鑽の場を提供することをトレーニングの方針としております。
(1)社内役員に対する会社法、金融商品取引法、競争法その他コーポレートガバナンスやコンプライアンスに関する研修
(2)社外役員に対する、主に取締役会上程案件に関する担当部門等からの個別の説明、並びに事業環境や課題についての定期的な情報提供及び意見交換の場の提供

【原則5－1】
当社は、株主・投資家の皆様との双方向のコミュニケーションにより、経営状況や運営方針の正確・迅速な説明に努めるとともに、企業価値の最大化に取り組んでおります。 株主・投資家の皆様からの面談の申込みや株主総会での質問、当社のホームページを通じたお問合せについては、管理部所管取締役の指揮のもと、必要に応じて経営企画室等と密接に連携しながら真摯に対応することで、建設的な対話の促進に努めております。
機関投資家の皆様に向けた直接的な対話の機会も重視し、経営トップが関与して決算説明会等の各種ミーティングを実施しております。
これらの対話の結果を定期的に取締役会に報告することにより、マネジメントへのフィードバックを行い、経営効率の改善や経営の透明性の向上につなげております。
株主・投資家の皆様との対話は、企業価値および資本効率の向上や持続的な成長の促進を目的として行うものとし、対話において未公表の重要事実は開示しないものとしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BEENOS株式会社	5,215,000	57.15
尾嶋 崇遠	660,000	7.23
伊藤忠商事株式会社	450,000	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	430,800	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	405,900	4.45
吉川 直樹	238,800	2.62
永井 詳二	100,000	1.10
石田 和也	70,000	0.77
水元 公仁	63,000	0.69
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCT E PSMPJ（常任代理人株式会社三菱UFJ銀行）	40,000	0.44

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	BEENOS株式会社 （上場：東京） （コード） 3328

補足説明 更新

2019年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2019年3月15日現在で361,000株(保有割合3.95%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

BEENOS株式会社は、当社の株式の57.15%を保有しており、親会社に該当しております。親会社のような支配株主との取引については、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性があること(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できること)が担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。取引を開始する場合には、留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、取締役会決議等、規程に基づいた適正な決裁を受けることとしており、少数株主の利益が損なわれないことを確認する体制としております。加えて、監査役監査、内部監査で決裁の内容について確認することで、当該体制を担保しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

BEENOS㈱は、当社の株式の57.15%を保有しており、親会社に該当しております。
親会社との関係については、親会社の役員が当社の取締役会長1名、代表取締役社長1名、非常勤取締役2名及び非常勤監査役1名として就任しておりますが、上場会社グループにおける知見の活用により、当社コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的としたものであり、当社事業運営の決定の判断を妨げるものではありません。
その他、親会社への事前協議事項及び従業員との出向関係は無く、親会社グループとの事業上の競合も発生しておらず、当社の事業運営の独立性は保たれておりますが、Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1．基本的な考え方　に記載の株式交換契約締結に伴い、2020年1月14日付でBEENOS㈱による当社の完全子会社化が予定されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和出　憲一郎	他の会社の出身者											
佐藤　桂	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

和出　憲一郎	○	―	企業経営における経験とコーポレート･コミュニケーションにおける見識を当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただくため、独立役員となる社外取締役として選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。 なお、同氏はワイデアンドパートナーズ㈱の代表を務めております。就任前まで同社と当社の間でビジネススキーム構築に関する指導等に係るコンサルティング契約を締結しておりましたが、同社と当社との取引額については、同社収入に占める割合が小さく、当社費用に占める割合も小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当しておりませんでした。また、現時点において当社との利害関係は一切ありません。
佐藤　桂	○	―	公認会計士及び経営実務家として豊富な経験を有しており、会計の専門家としての視点からの的確な助言が期待されることから、独立役員となる社外取締役に選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。なお、就任時点において当社との利害関係は一切ありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査人は定期的に会合を開催し、会計監査人から会計監査の計画や結果などについて説明を行い、その他相互に意見交換を行っております。また、監査役及び内部監査人は、月次で計画、結果について密に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本　吉光	他の会社の出身者													
星野　隆宏	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本　吉光	○	―	金融の実務家としての専門的知識に加え、複数社の監査役を務めるなど、企業経営に関する経験を有していることから、経営全般の監視と一層の適正な監査の実施が期待されるため、独立役員となる社外監査役に選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。なお、就任時点において当社との利害関係は一切ありません。
星野　隆宏	○	―	弁護士として企業法務に精通すると同時に、監査役としての人格及び識見を有すると判断したことから、独立役員となる社外監査役に選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。 なお、同氏は、K&L Gates LLPのパートナーを務めております。就任後において、同社と当社の間でスポット対応の法務コンサルティングの契約を締結したことがありましたが、当該法務対応に同氏は関与しておらず、かつ、同社と当社との取引額については、同社収入に占める割合が小さく、当社費用に占める割合も小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当しておりません。また、現時点において当社との利害関係は一切ありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上であるものがいないため、報酬の個別開示は行っておりませんが、取締役、監査役、社外取締役及び社外監査役の別に報酬の開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲内で、業績等を鑑み、前年度の役員としての会社に対する貢献内容等を総合的に取締役会または監査役会にて審議し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員については、管理部がサポートしております。取締役会の資料等は事前に管理部から社外役員へ情報発信を行い、その他重要事項については管理部担当取締役より適宜社外役員に報告しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の会社機関としては、取締役会、監査役会、経営会議があり、それぞれ以下のとおり運営されております。
当社の取締役会は9名(うち社外取締役2名)で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って重要事項を決議し、業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、常に重要な意思決定の監査が行われる状況が整備されております。
監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)により構成されております。監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。
監査方針および監査計画については監査役会にて協議決定しており、監査役は取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しております。
当社の経営会議は、経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかわる事項ならびに各部門の重要な執行案件について、審議及び方向付けを行い、または報告を受けます。経営会議に付議された議案のうち必要なものは、取締役会に上程され、その審議を受けております。経営会議は、社長、常勤取締役、常勤監査役、内部監査人及び社長が指名する各部署責任者をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めております。なお常勤監査役も参加しております。
加えて、当社のコーポレート・ガバナンスを構成する重要な役割として、内部監査及び会計監査人があります。
内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人1名が自己の属する部署を除く全部署を対象として監査を実施しており、内部監査人1名が属する部署については代表取締役社長が任命する別の従業員が監査を実施しており、両方併せて全社を計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役社長への報告を行い、改善の必要がある場合は当該部門に是正の指示をしております。また、必要に応じ監査結果は取締役会及び監査役会にも報告されております。
当社は、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、監査契約を締結し会計監査を受けております。

＜責任限定契約の締結状況＞
当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該定款に基づき当社が取締役(業務執行取締役等以外)の直井氏、竹内氏、中村氏、和出氏、佐藤氏、監査役の岡本氏、上保氏及び星野氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
(内容の概要)
当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値最大化に向けて、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識しております。また、親会社を有する当社においては、少数株主の保護に関する方策も重要な課題と認識しております。このような考えに則して、独立役員となる社外監査役2名で構成された監査役会と、独立役員となる社外取締役2名による業務執行の公正性の監督を受けるコーポレート・ガバナンス体制が現状では最適との判断をいたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくため、開催日の設定については集中日を避けるように留意しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期及び本決算終了後の決算説明会を定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト上に、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	適時開示の責任者は管理部担当取締役であり、適時開示の担当部署である管理部及びIR業務の担当部署である経営企画室で協働して、適時適切に実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理規程」を定め、役職員の在るべき姿として、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令および社内諸規程を遵守するとともに、ビジネスマナーを守り、社会規範に沿った責任ある行動を取らなければならない旨を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイトからの情報発信等を通じて、ステークホルダーの皆様への情報発信を適時適切に行っていく方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、内部統制システムの整備に取り組んでまいります。基本方針及び整備の状況は以下のとおりです。

(内部統制システム基本方針決議の内容)

(i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものといたします。

(ii) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(iii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存･管理をするものといたします。

なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(iv) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署といたします。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものといたします。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものといたします。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、日次、週次で進捗管理を行うものといたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものといたします。

(vi) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社経営企画室は、内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当部署である経営企画室の従業員が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

(viii) 監査役を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた経営企画室の従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものといたします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものといたします。

(ix) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものといたします。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告するものといたします。なお、取締役及び従業員は、重大な法令違反等及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものといたします。

(x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項目は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制を指すものであり、当社社内規程「企業倫理規程」の内部通報制度においても明記しています。

(xi) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行に関し会社に費用の前払い等の請求をしたときは、会社は当該請求に係る費用ないし債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできません。

(xiii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができると共に、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものといたします。また、監査役は、内部監査部門と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、弁護士と意見交換等を実施できるものといたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものとしております。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携･協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わないこととしております。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとしております。反社会的勢力排除に向けた具体的な取り組みについては「反社会勢力排除に関する規程」を制定し、日経テレコン等より反社会的勢力に対する情報の収集･管理を行い、取引先等のチェックを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

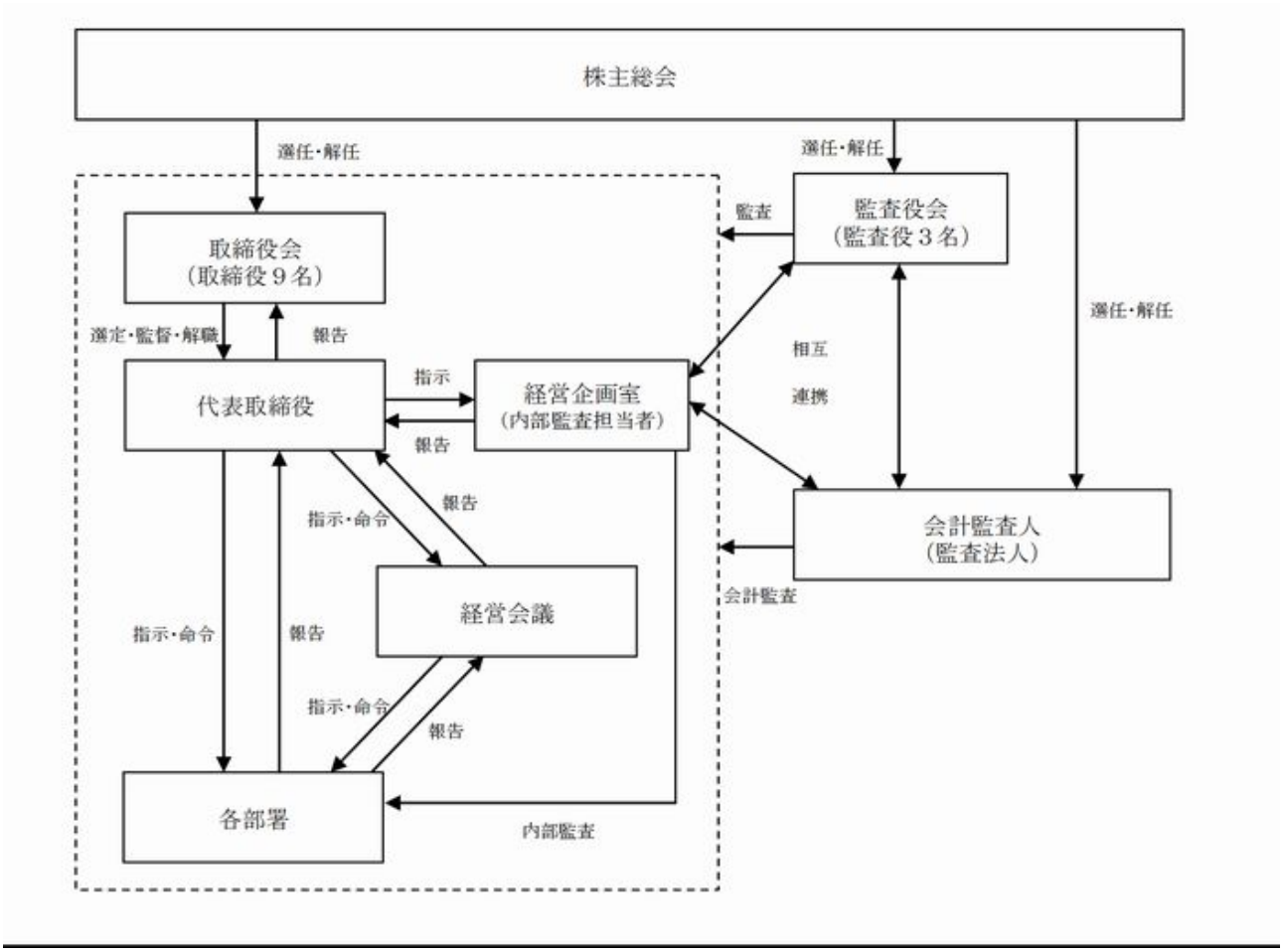

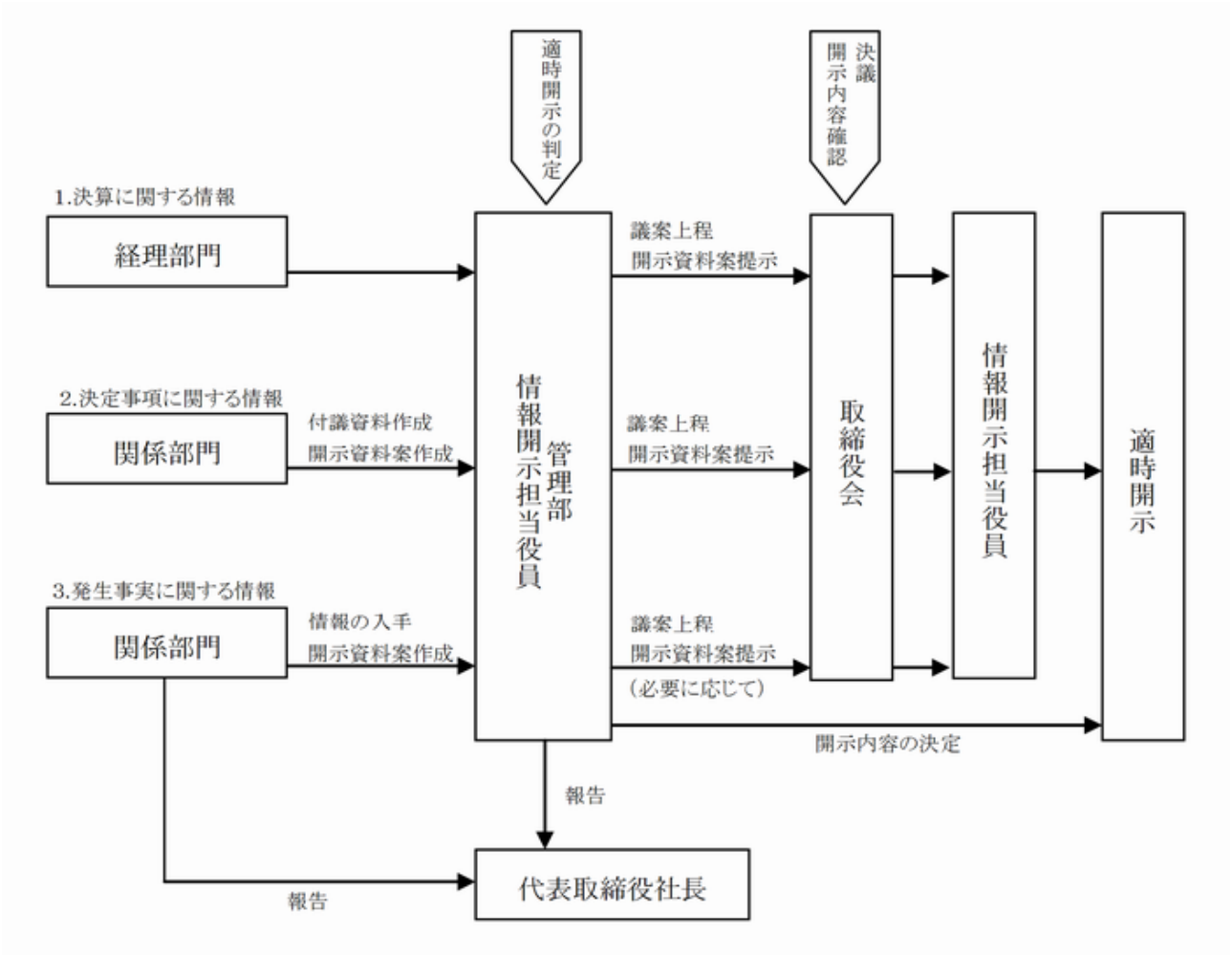
適時開示の判定
決議
開示内容確認
1.決算に関する情報
経理部門
2.決定事項に関する情報
関係部門
付議資料作成
開示資料案作成
3.発生事実に関する情報
関係部門
情報の入手
開示資料案作成
情報開示担当役員
管理部
議案上程
開示資料案提示
議案上程
開示資料案提示
議案上程
開示資料案提示
（必要に応じて）
取締役会
情報開示担当役員
適時開示
開示内容の決定
報告
報告
代表取締役社長